

令和7年度出水市定期予防接種事業における要点について

1 A類疾病

(1) 小児用肺炎球菌について

令和7年4月1日から、20価小児用肺炎球菌（プレベナー20）の定期接種を開始します。つきましては、小児用肺炎球菌予防接種を実施する際、既に接種履歴がある者を除き、原則、プレベナー20を使用してください。

なお、交差接種の可否については下記のとおりです。

ワクチンの種類：13価（プレベナー13）、15価（バクニューバンス）、
20価（プレベナー20）

※ プレベナー13は販売終了しました。

交 差 接 種 可：13価→15価又は20価

交 差 接 種 不 可：15価→20価

※ 予約受付の際に、母子手帳を確認するなどして、前回接種したワクチンの種類を把握し、間違い接種の防止に努めてください。

(2) HPV（子宮頸がん）キャッチアップ接種の延長について

下記の者等についてはキャッチアップ接種の期限を1年間（令和8年3月31日まで）延長します。

※ 3月分の当該ワクチンの接種状況を確認した上で、対象者に5月頃を目途に新たな予診票を送付します。

※ 本人の希望がある場合、4月の接種に差し支えありません。その際は、予診票を発行いたしますので、市健康増進課までお問合せください。

ア キャッチアップ接種対象者のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した者

イ 平成20年度生まれの女子で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した者

2 B類疾病

(1) 緊急風しん対策について

当該事業は、令和7年3月31日をもって終了します。

(2) 帯状疱疹予防接種について

当該予防接種の定期接種化に伴い、令和7年4月1日から5年間、経過措置を実施します。

詳細については、裏面を御参照ください。

※ 令和7年1月時点の情報です。

带状疱疹予防接種について

1 対象者

- (1) 年度末において65歳の者（昭和35年度生まれの者）
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者
 - (3) 65歳を超える者については、5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳（※））
- ※ 100歳以上の者については、定期接種開始年度に限り全員

2 用いるワクチン 乾燥弱毒生水痘ワクチン及び乾燥組換え带状疱疹ワクチン

3 接種方法・間隔

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン
0.5mLを1回皮下に接種する。
- (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン
1回0.5mLを2か月以上7か月未満の間隔を置いて2回筋肉内に接種する。（接種期限は該当年度の最終日までとする予定です。）

4 長期療養について

特例の対象とします。

なお、特例の対象となる上限年齢は設けず、「特別の事情」がなくなったときから1年とします。

5 定期接種対象者から除かれる者等

- (1) 定期接種の対象者が既に一部の任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱います。
- ※ 带状疱疹にかかったことのある者についても、定期接種の対象とします。

6 その他の事項

- (1) 带状疱疹の交接種については、認めません。
- (2) 同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。
- (3) 乾燥弱毒生水痘ワクチンとそれ以外の注射生ワクチンの接種間隔は27日の間隔をおくこととします。